

意匠分類記号	意匠分類の名称
C6-43300	肉焼き器

対応する旧意匠分類 ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
C6-4330	全	肉焼き器
C6-4330A	全	肉焼き器(魚焼きロースター型)
C6-4330B	全	肉焼き器(卓上型)

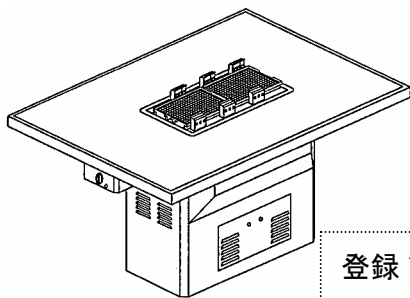
参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
K4-70	業務用食品加熱機器

再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品		
肉焼き器	焼き鳥器	バーベキューグリル
魚焼き器	ロースター	

定義

肉を焼くための熱源付焼き器。
焼き網の下部あるいは上部に発熱体があって、肉を焙焼するもの。



登録 1180888 号 ロースター
C6-43300



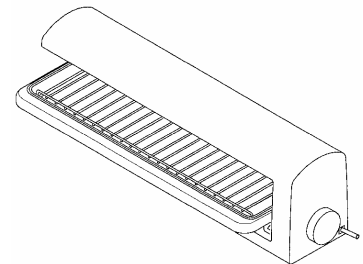
登録 1150590 号 バーベキューこんろ
C6-43300



登録 1012124 号 魚焼き器
C6-43300A



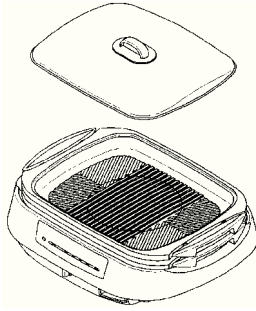
登録 1101337 号
バーベキューコンロ
C6-43300B



登録 1036599 号 焼物器
C6-43300B

分類付与運用メモ(他の意匠分類との関係、含まれない物品など)

肉焼き器のうち発熱体の熱がなべ底等を通して間接的にのみ食品に伝わる構造のものは C5-41210(電気なべ及び炊飯器等)に分類する。



登録 1114466 号
調理用焼き器
C5-41210

熱源装置がなく、炭等を入れて肉等を焼く器具は、C6-4430(固形燃料用こんろ)に分類する。



登録 1172310 号
バーベキューコンロ
C6-4430

過去に分類した物品の名称

肉焼き器	焼き鳥器	バーベキューグリル
魚焼き器	ロースター	